

要望事項 (優先順位 鞍馬学区貴船 1, 鞍馬学区二ノ瀬 1, 別所 1, 広河原 2, 久多 6, 左北自治連 2)

民有林を含めた倒木処理と倒木被害防止対策

要 旨**(鞍馬学区貴船)**

昨年の台風 21 号による倒木が未処理のままですが, 民有林であり山主も定かではありません。これを放置すれば, 山全体の崩壊も考えられ大変危険な状況であるため, 行政による民有林の倒木撤去を要望します。

(鞍馬学区二ノ瀬)

昨年度の西日本豪雨や台風 21 号により, 民有山林内において斜面崩壊や樹木の倒伏, 傾斜が多数発生しました。地域や所有者で倒木の撤去等, できる範囲で対応は実施する予定ですが, すべてに対応することは到底困難です。

山林の下部には叡山電鉄の軌道敷, 鞍馬川, 住居等があり, 今後, 斜面崩壊で発生した土砂や倒伏樹木が流出すると甚大な被害が発生するのは目に見えています。

現在, 行政(国, 府, 市)において, 民有地における倒木処理の調整が進められていることは大変ありがたいですが, 今後, 倒木の可能性がある危険樹木を事前に伐採し, 災害に強い樹木に植え替える等, 予防対策についても検討していただくよう強く要望します。地域や所有者での対応は限界にきています。

(別所)

昨年の台風被害の復旧で長期にわたり生活道路が通行止めとなりました。生活道路通行止めの原因は暴風による倒木であるため, すみやかな倒木処理と, 道路と電線に影響を与える樹木の事前伐採など, 防災対策を求めます。

(広河原)

昨年の台風 21 号による花脊峠の倒木処理や道路復旧作業が現在も続けられています。今後, 同じような被害が起きないように, どのように対応していくのか京都市の考えをお聞かせください。

(久多)

近年, 倒木による道路の通行止め, 停電, 通信障害等の被害が目立っています。行政による山の所有者に対する危険木への注意喚起及び, 特に影響の大きい架線下, 道路脇, 民家近くの危険木の強制撤去を要望いたします。

(左北自治連)

平成 30 年 9 月の台風 21 号での左京北部山間道路沿いの山林被害につきましては, 今後の二次災害を危惧しております。こちらにつきましても, 早期復旧および二次災害防止のための支援を何卒お願いいたします。

回 答

(産業観光局)

森林を適切に整備し、山間地域の安心安全な生活環境を確保することは、極めて重要な課題であると認識しています。

そのため、本市では、森林所有者向けの支援制度を創設するとともに、所有者に制度の活用を強く働きかけることにより、早期の倒木処理を促進しています。また、土砂流出等による二次災害の恐れがある箇所は、所有者による復旧が困難であることから、治山事業等の実施を京都府に要望するとともに、事業を円滑に実施できるよう準備を進めています。所有者の調査や処理作業の実施に当たっては、地域の皆様方の協力も不可欠ですので、御協力をお願いいたします。

倒木による同様の被害を繰り返さないよう、森林や防災に関する専門家が参画する「森林倒木地の再生に関する有識者会議」において、倒木跡地の森林再生や公道沿い等における森林整備のあり方を議論しています。有識者会議の意見を基に、公道沿いの被害地では高い木を植えないなど、災害に強い森づくりに努めてまいります。

なお、道路や鉄道に影響を及ぼしかねない危険木を行政が強制的に伐採することについては、その権限を有しない産業観光局では難しい状況です。そのため、未然防止の観点でも、所有者からの相談に真摯に向き合うとともに、現場の状況に応じて支援制度を柔軟に運用し、倒木対策に努めてまいります。加えて、本年4月に施行された森林経営管理法が定める条件に合致すると判断される場合には、放置森林の所有者に対し、適切な整備を行うよう指導してまいります。

(建設局)

平成30年の豪雨・台風等による被害に対し、左京区内では8月末時点で6件の復旧工事（久多広河原線2件、京都広河原美山線4件）に取り組んでおり、今年度中の復旧を目指しております。

また、土木事務所では、警報発令時に24時間体制で災害に備えており、さらに今年度からは、大雨時にこれまでよりも早い段階で、京都広河原美山線など市民生活への影響が大きい山間部道路について、重点的な道路パトロールを実施するなど、被害を未然に防ぐ取組を強化しています。

今後とも、道路が安全に通行できるよう、取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願いします。

(京都府京都土木事務所)

昨年度の台風21号で発生した倒木により河川断面の閉塞等治水上、危険性がある箇所については概ね処理は完了しています。今後とも河川監視に努め、河川内に倒木

等が発生した場合には早期に対応していきます。

また、河川内の倒木等について、お気付きの点があれば、ご連絡いただきますようお願いいたします。

（京都府京都林務事務所）

現在京都府では被害森林の属性や被害状況に応じて対応する事業を活用し、復旧対策を進めているところです。

まずは森林所有者等による取り組みを基本として、「倒木処理」と「林業経営継続」の両立に向けた支援を「公共造林事業」と公共の補助要件に合わない小規模箇所については府単独事業の「森林災害緊急整備事業」により支援を行っています。

森林所有者等の取り組みが困難な、特に危険な箇所は市の要望を受けて府が主体となって復旧対策を実施し、土砂崩壊のある保安林の土砂や危険木の流出を抑える「公共治山事業」、溪流沿いの保安林で危険木除去や簡易構造物の設置を行う「未来へつなぐ安心・安全の森づくり事業」及び人家付近の危険箇所について倒木撤去を実施する「災害防止森林整備事業」等による対策を進めています。

（林野庁 京都大阪森林管理事務所）

鞍馬学区貴船の国有林につきまして、昨年9月の被災以降、家屋隣接地等の緊急性の高い箇所を優先的に風倒木処理を進めてきました。残っている被害地においても計画的かつ早急に処理を進めるとともに、被害跡地を災害に強い森林として再生させる考えです。